

建築基準法（令和7年4月1日施行）の改正に伴い、 令和7年度から八潮市内の建築物の事務窓口が変わります。

建築物は、建築基準法第6条第1項において、現在は一号から四号に区分されており（図1）、その区分によって事務窓口が異なります。（現在は、埼玉県越谷安全センターが一号から三号、八潮市が四号の事務窓口となっております。）

今般の改正により、同項の区分が一号から三号に変更され（図2）、それに伴い、改正後の事務窓口も変更となりますのでご注意ください。（改正後は、埼玉県越谷安全センターが一号と二号、八潮市が二号（一部のみ※）と三号の事務窓口となります。）

現在（R7.3.31まで）

改正後（R7.4.1から）

<p>一号 特殊建築物（共同住宅、倉庫等） （その用途部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの）</p>	<p>県</p> <p>市</p> <p>※1</p>
<p>二号 木造建築物で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3以上の階数を有するもの ・ 延べ面積が500㎡を超えるもの ・ 高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの 	
<p>三号 木造以外の建築物で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の階数を有するもの ・ 延べ面積が200㎡を超えるもの 	
<p>四号 前三号以外の建築物 （都市計画区域内等におけるもの）</p>	

<p>一号 特殊建築物（共同住宅、倉庫等） （その用途部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの）</p>	<p>県</p> <p>市</p> <p>※2</p>
<p>二号 前号以外の建築物で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の階数を有するもの ・ 延べ面積が200㎡を超えるもの <p>※八潮市で取り扱う二号建築物 上記に加え、次を全て満たす木造建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積が300㎡以下のもの ・ 高さが16m以下のもの ・ 地階を除く2の階数を有するもの 	
<p>三号 前二号以外の建築物 （都市計画区域内等におけるもの）</p>	

図1

図2

※1 現在の八潮市の事務窓口

- 木造（次を全て満たすもの）
 - ・ 階数が2以下
 - ・ 延べ面積が500㎡以下
 - ・ 高さが13m以下
 - ・ 軒の高さが9m以下
- 木造以外（次を全て満たすもの）
 - ・ 平屋
 - ・ 延べ面積が200㎡以下



※2 改正後の八潮市の事務窓口

- 木造（次を全て満たすもの）
 - ・ 地階を除く階数が2以下
 - ・ 延べ面積が300㎡以下
 - ・ 高さが16m以下
- 木造以外（次を全て満たすもの）
 - ・ 平屋
 - ・ 延べ面積が200㎡以下

●問い合わせ先

八潮市役所 都市整備部 開発建築課 建築指導係 連絡先：048-996-3596

HPはこちら

